

第七一回

参第一八号

刑事訴訟法及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律（案）

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「宿泊料」の下に「、謄写料」を加える。

第三百六十九条中「宿泊料」の下に「、弁護人であつた者が第四十条の規定による謄写をした場合及び最高裁判所の定めるその他の謄写をした場合におけるその謄写に要した費用」を加える。

（刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第二条 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「宿泊料」の下に「、謄写料」を加える。

第八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき謄写料については、同法第四十条の規定による謄写をした場合及び最高裁判所の定めるその他の謄写をした場合に限るものとし、その額は、裁判所が相当と認めるところによる。

第十条中「鑑定料」の下に「、謄写料」を加える。

第十一条第一項中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律による改正後の刑事訴訟法第三十八条第二項及び刑事訴訟費用等に関する法律の規定（第二条の規定を除く。）は、この法律の施行前に開始した訴訟手続でこの法律の施行後に当該訴訟手続に係る弁護人の報酬の支給が決定されるものに係るこの法律の施行前の謄写についても適用する。
- 3 この法律による改正後の刑事訴訟法第三百六十九条及び刑事訴訟費用等に関する法律の規定は、この法律の施行前に検察官のみが上訴したその審級に係る訴訟手続でこの法律の施行後に当該審級において生じた費用の補償の決定がなされるものに係るこの法律の施行前の謄写に要した費用についても適用する。

理 由

国選弁護人の弁護活動を充実させるために新たに国選弁護人に対し、謄写料を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約六千万円の見込みである。